

2020年3月23日 全10頁

個人情報保護法の改正案が閣議決定

利用停止等の権利の行使要件や仮名加工情報の詳細などが明らかに

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 2020年3月10日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。
- 改正法案では、保有個人データに係る規定が改正され、短期で消去する個人データが保有個人データに当たること、保有個人データの開示の方法が本人の選択する電磁的記録の提供の方法によること、漏えい等の事態が生じた場合に利用停止等の権利が行使可能になること等が盛り込まれている。また、一定の漏えい等の報告と本人への通知の義務化、提供先で個人データに該当する情報に関する規定（提供先基準）、オプトアウト規定の一部厳格化等も行われている。
- さらに、データの分析を円滑化するために、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように個人情報を加工した「仮名加工情報」に関する規定が新設された。
- そのほか、罰則が一部強化されるとともに、違反者を出した法人に対しては、一定の場合は1億円以下の罰金が科されるとされた。
- 施行期日は、公布日から2年以内の政令で定める日とされた。ただし、罰則の規定については、公布日から6ヶ月後に施行するとされた。

1. 個人情報保護法の改正案が閣議決定

2020年3月10日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下、改正法案という）が閣議決定され、国会に提出された。個人情報保護法については、情報技術の発展等に対応すべく、3年ごとに施行の状況について検討し、必要に応じて改正の措置を取るとされている。この「3年ごと見直し」のため、2020年の改正を目指して議論が進められ、2019年12月には「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」（以下、大綱という）が公表され、意見募集が行われていた。

今般、この意見募集の結果も参考に、改正法案が閣議決定された。本稿では、この改正案の内容について整理する。

図表 1 個人情報保護法改正案の内容

		現行法	改正法案	参照レポート
保有個人データ	定義	6ヶ月以内に消去することとなるものは保有個人データに該当しない	6ヶ月以内に消去する個人データも保有個人データに含める	① Q5-a
	公表事項	個人情報取扱事業者の氏名・名称、利用目的、利用目的の通知や開示等の請求の求めの手續・手数料、苦情の申出先	個人情報取扱事業者の氏名・名称、住所、代表者の氏名、利用目的、利用目的の通知や開示等の請求の求めの手續・手数料、苦情の申出先	② Q4
	開示の方法	原則として、書面の交付により開示	本人が請求する電磁的記録の提供等の方法により開示	② Q5
	利用停止等の権利	個人データが個人情報保護法に違反して取得・取扱い・提供されているときのみ行使可能	個人データを利用する必要がなくなった場合、漏えい等の事態が生じた場合、その他本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合にも行使可能	② Q1
不適正な利用の禁止		-	違法・不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない	② Q1
漏えい等の報告		漏えい等報告は努力義務	漏えいなどがあつた際、個人の権利利益を害するおそれが大きい一定の場合には、個人情報保護委員会に報告するとともに、本人に通知しなければならない	② Q8
個人データの提供先基準		提供元で他の情報と容易に照合できる場合は個人情報に該当し、第三者提供時に本人の同意等が必要	提供元で個人情報に該当しない情報(個人関連情報)であっても、提供先で個人データとして取得されることが想定される場合は、提供先にて当該第三者提供に関する本人の同意が得られているかの確認が必要	① Q1 ③ Q1
オプトアウト規定		・要配慮個人情報はオプトアウトによる第三者提供はできない ・オプトアウトの際には、第三者提供される個人データの項目等を公表する	・要配慮個人情報、他の者からオプトアウトにより第三者提供を受けた個人データ、適正でない手段で得た個人データは、オプトアウトによる第三者提供はできない ・オプトアウトの際には、個人データの項目等に加え、第三者提供を行う提供元の氏名・名称、住所、代表者の氏名、個人データの取得の方法等を公表する	③ Q2
第三者提供記録の開示		保有個人データは本人の請求に応じて開示をしなければならない	保有個人データに加え、第三者提供時の記録についても本人の請求に応じて開示をしなければならない	② Q5 ③ Q3,Q4
外国の第三者への提供	本人の同意	外国の第三者に個人データを提供する場合には、本人の同意か、当該外国への十分性認定か、当該第三者が事業者の請すべき措置(相当措置)を継続的にとるための体制を整備していることが必要	本人の同意に基づく場合は、同意を得る際にあらかじめ、当該外国の個人情報保護の制度等の情報を本人に提供しなければならない	④ Q3
	相当措置	提供先が相当措置のための体制を整備しているという根拠に基づいて外国の第三者に個人データを提供する場合、相当措置が継続的に実施されるよう必要な措置を講じ、本人の求めに応じてその措置に関する情報を本人に提供しなければならない		
外国の事業者への適用		日本国内の者に対して物品・役務提供を行う個人情報取扱事業者については、個人情報保護法の一部の規定が適用される	日本国内の者に対して物品・役務提供を行う個人情報取扱事業者については、個人情報保護法の全ての規定が適用される	④ Q2
仮名加工情報	定義	-	他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した個人に関する情報	-
	義務の免除	-	仮名加工情報については、利用目的変更の制限、漏えい等の報告義務、保有個人データに係る本人からの請求への対応義務が免除される	-
	作成	-	一定の基準に従って加工を行うとともに、加工に伴って削除した情報について安全管理措置を講じなければならない	-
	取扱い	-	・仮名加工情報の利用目的を特定し、公表する。この特定した利用目的外の利用はしてはならない ・利用する必要がなくなったときは遅滞なく削除するように努めなければならない ・本人を識別するために、仮名加工情報を他の情報と照合してはならない ・仮名加工情報を、メール等の送信や住居への訪問に利用してはならない ・個人情報同様、安全管理措置等が求められるほか、適切な苦情の処理に努めなければならない	-
	第三者提供の制限	-	仮名加工情報は、委託、事業承継、共同利用の場合を除いて、第三者提供してはならない	-
認定個人情報保護団体		個人情報保護の推進を図るために自主的な取組を行う認定個人情報保護団体として認定を受けることができる	認定について、対象とする事業者の事業の種類等を限定して認定を受けることができる。また、認定個人情報保護団体は指針を遵守しない事業者を認定業務の対象から除外することができる	-
罰則等		①従業員等が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供・盗用した場合 —1年以下の懲役または50万円以下の罰金 ②国からの命令に違反した場合 —6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金 ③虚偽の報告等をした場合 —30万円以下の罰金 ①は外国の事業者にも適用する ①～③について、行為者だけでなく法人等に対しても罰金刑を科する	①従業員等が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供・盗用した場合 —1年以下の懲役または50万円以下の罰金 ②国からの命令に違反した場合 —1年以下の懲役または100万円以下の罰金 ③虚偽の報告等をした場合 —50万円以下の罰金 ①は外国の事業者にも適用する ①～③について、行為者だけでなく法人等に対しても罰金刑を科する(①、②の場合は1億円以下の罰金) 個人情報保護委員会の命令に違反した場合、その旨を公表することができる	-

(注) 太字が改正点を示している。また、現行法の詳細については、拙著「今さら聞けない個人情報保護法のQ&A①～④」(大和総研レポート)を参照(上記図表の「参照レポート」の欄のレポート番号とQに対応している)。

(出所)「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」より大和総研作成

2. 個人情報保護法改正案の内容

(1) 保有個人データ

①保有個人データに該当する個人データ

保有個人データとは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、消去等を行うことができる権限を有する個人データのことを指す。個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、一定の事項を公表するとともに、本人の求めに応じて開示、利用の停止、消去等を行わなければならない。

ただし、現行法では、個人情報取扱事業者が取得してから6ヶ月以内に消去することとなるものについては、保有個人データに当たらず、上記の義務を負うことはなかった。改正法案では、この保有期間の規定が削除され、取得から6ヶ月以内に消去する個人データも保有個人データに当たるとされた。短期で消去する個人データを保有個人データではないとして処理していた事業者は、今後、それらのデータについても保有個人データとして各種義務に対応する必要が生じてくるため、注意しなければならないだろう。

②公表事項

先述の通り、現行法では、個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、以下の事項を公表しなければならないとされている。

- ・ 個人情報取扱事業者の氏名・名称
- ・ 全ての保有個人データの利用目的
- ・ 保有個人データの利用目的の通知の求めの手續・手数料
- ・ 保有個人データの開示等の請求の手續・手数料
- ・ 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先等

改正法案では、これらに加え、個人情報取扱事業者の住所、(法人である場合は)代表者の氏名を公表することとされた。

③開示の方法

①で先述の通り、個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、本人の求めに応じて、当該データの内容を開示しなければならない。現行法においては、開示の請求があった場合は、本人と同意した方法が別がない限りは、書面の交付によって開示を行うとされている。改正法案では、この開示の方法について、本人が電磁的記録の提供による方法等で開示を請求することができるとされた。ただし、本人が請求した方法による開示に多額の費用を要する等、対応が困難である場合は書面の交付での開示が認められる(その場合、本人にその旨を通知する)。個人情報取扱事業者は、電磁的記録の提供による開示のためのシステム対応等が求められる。

④利用停止等の権利

現行法では、個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、利用目的外の利用、不適正な取得が行われている場合、本人からの求めに応じて、当該保有個人データの利用の停止または消去を行わなければならない。また、本人の同意がない等、法律に違反して保有個人データの第三者提供が行われている場合、本人の求めに応じて、当該第三者提供の停止をする必要がある。

改正法案ではこれに加え、保有個人データを個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、漏えい等の報告義務に係る事態が生じた場合、その他本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合は、本人からの求めに応じて、当該保有個人データの利用停止、消去、第三者提供の停止を行わなければならないとされた¹。ただし、現行法と同様、利用停止等に多額の費用を要する場合等であって、本人の権利利益を保護するため必要な他の措置をとる場合は、利用停止等を行わなくてもよいとされている。事前の議論や想定に比べ、利用停止等の権利を行使できる要件は限定的ではあるが、個人情報取扱事業者は注意が必要だろう。

(2) 不適正な利用の禁止

現行法においては、個人情報取扱事業者は、個人情報を不正な手段等によって取得してはならない、個人情報を利用目的外で取り扱ってはならないといった規制が課せられている。改正法案では、これらに加え、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないとされた。

(3) 漏えい等の報告

現行法においては、個人情報取扱事業者の個人情報の漏えい、滅失、毀損など（以下、漏えい等という）が生じた場合の個人情報保護委員会等への報告は努力義務とされている。改正法案では、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものについては、個人情報保護委員会への報告の義務が課せられるとされた²。報告の必要がある事態の要件や、報告の方法等の詳細については個人情報保護委員会規則で定めるものとされているため、今後の動向を見守る必要がある。ただし、大綱では報告の際は「速報」と「確報」の二種類を行う等とされており、一定の負担が求められる可能性がある。

さらに、漏えい等が生じた場合は、個人情報保護委員会へ報告をするとともに、本人に通知をする必要がある。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の利益を保護するため必要な他の措置をとるときは、通知をしなくてもよいとされている。

なお、マイナンバー法に規定される特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）は、現行法

¹ また、保有個人データが不適正な利用（(2)で後述）をされている場合は、本人からの求めに応じて、当該保有個人データの利用の停止または消去を行わなければならないとされた。

² ただし、漏えい等した個人データについて、その取扱いの全部または一部の委託を受けており、漏えい等について委託元に通知したときは、報告義務の対象外となる。

においては、一定の漏えい等の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じた場合、委員会に報告するものとされている。今回の改正に伴い、改正法案では、個人情報と同様、特定個人情報が漏えい等した場合は、委員会に報告をするとともに、本人に通知をするものとされた。

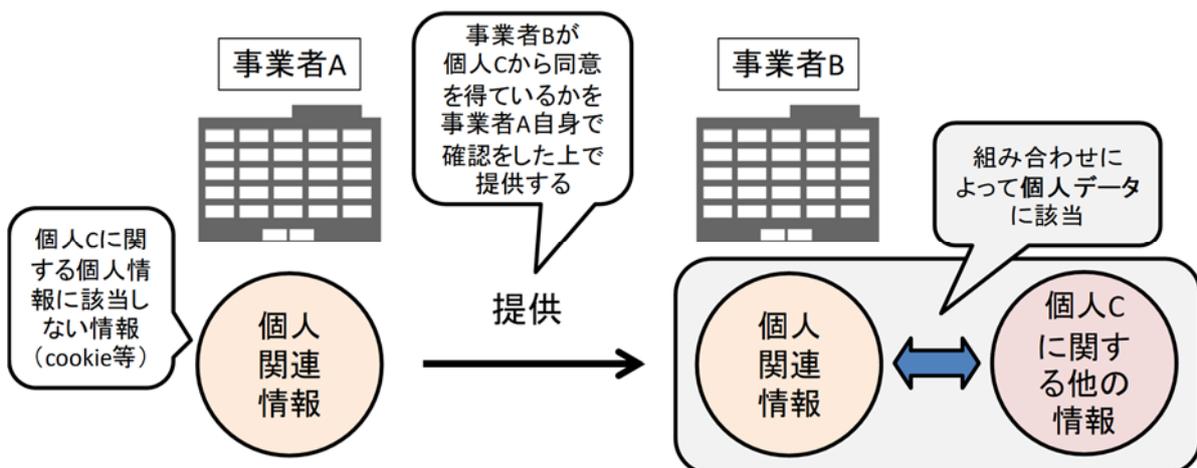
(4) 個人データの提供先基準

現行法においては、提供元で他の情報と容易に照合でき、その組み合わせによって個人を特定できる情報については、個人情報に当たるため、第三者提供に関して本人の同意等が必要になる。一方で、提供元では個人情報に該当しないが、提供先で他の情報等と照合して個人を特定できる情報について、第三者提供時の本人同意が必要かどうかが明確化されていなかった。

改正法案では、個人情報、仮名加工情報（後述）、匿名加工情報のいずれにも該当しない、生存する個人に関する情報（以下、「個人関連情報」という）について規定された。個人関連情報を取り扱う事業者（個人関連情報取扱事業者）は、個人関連情報を第三者に提供する際は、**提供先で当該個人関連情報が個人データとして取得されると想定される場合は、提供先が当該個人関連情報の第三者提供について本人から同意を得ているか、個人関連情報取扱事業者自身であらかじめ確認をする必要がある**とされた。これまで、自社内では個人データに当たらないとして本人の同意を得ずに個人に関する情報の第三者提供を行っていた事業者においては、提供先において当該情報が個人データに当たらないか確認をする必要が生じるため、注意が必要である。

また、確認を行った際には、個人関連情報取扱事業者は、その確認の内容や情報に係る本人の氏名等の記録を作成し、一定期間保存しなければならない。

図表 2 提供先基準のイメージ図



(出所)「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」より大和総研作成

(5) オプトアウト規定

個人情報取扱事業者は、個人データを第三者提供する際に、本人の求めに応じて個人データの第三者提供を停止するとし、個人情報保護委員会に届け出ており、一定の情報を公表している

場合は、本人の同意なしで第三者提供を行うことができる。これをオプトアウトというが、現行法では、要配慮個人情報¹はオプトアウトによる第三者提供はできない。改正法案では、要配慮個人情報に加え、不適正な方法で取得した個人情報や他の個人情報取扱事業者からオプトアウトによって取得した個人情報もオプトアウトによる第三者提供はできないとされた。例えば、事業者甲が事業者乙からオプトアウトによって個人データを第三者提供された場合、事業者甲はその個人データを事業者丙にはオプトアウトで提供してはならないということである。

また、現行法では、オプトアウトの際には、以下の事項の公表が求められる。

- ・ 第三者への提供を利用目的とすること
- ・ 第三者に提供される個人データの項目
- ・ 第三者への提供方法
- ・ 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること
- ・ 本人の求めを受け付ける方法

改正法案では、これらに加え、第三者提供を行う個人情報取扱事業者の氏名・名称、住所、(法人である場合は) 代表者の氏名、第三者提供される個人データの取得方法、その他個人情報保護委員会規則で定めるものについて公表が必要とされた。

(6) 第三者提供記録の開示

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者提供を行ったとき、もしくは第三者提供を受けたときは、その提供先・提供元の名称や個人データの項目等について記録を作成しなければならない。改正法案では、この第三者提供時の記録についても、保有個人データと同様に、本人から求めがあったときは、その求めに応じて開示をしなければならないとされた。開示の方法についても、改正法案における保有個人データと同様に、本人が電磁的記録の提供による方法等で開示を請求することができる²とされた。

(7) 外国の第三者への提供

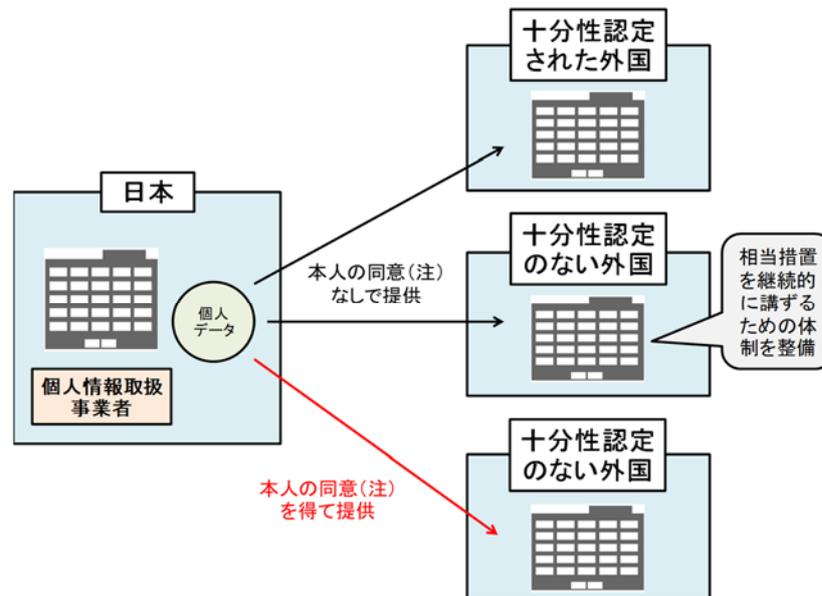
①本人の同意

個人情報取扱事業者が外国の第三者に個人データを提供する際には、本人の同意を得ているか、提供先の外国が日本から十分性認定を受けているか、提供先の事業者が個人情報取扱事業者として講ずべき措置（相当措置）を継続的に講ずるための体制を整備しているかのいずれかが必要とされている（図表3）。

改正法案では、このうち、本人の同意を得て外国の第三者に個人データを提供する場合には、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置、その他本人に参考となるべき情報を本人に提供しなければならないとされ

た。なお、外国の第三者への提供についても、前述（４）の提供先基準が適用されるため、個人情報関連情報の提供者は上記太字下線の情報が本人に提供されているか確認しなければならない。

図表 3 外国にある第三者に個人データを提供する場合



(注) ここでいう本人の同意とは、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を指す。

(出所) 法令より大和総研作成

②相当措置

改正法案では、個人情報取扱事業者が外国の第三者に個人データを提供する際に、提供先の企業が相当措置を継続的に講ずるための体制を整備しているという根拠で行う場合は、個人情報取扱事業者は、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を本人に提供しなければならないとされた。なお、この規定は、個人情報関連情報取扱事業者（（４）で先述）が個人情報関連情報を外国の第三者に提供する場合についても準用される。

（８）外国の事業者への適用

個人情報保護法は、日本国内にある者に対して物品や役務の提供を行い、その提供に関連して日本国内にある本人から個人情報を取得し、取り扱う場合における、外国にある事業者も適用の対象になるとしている。ただし、現行法では、外国の事業者に対しては個人情報保護法の一部の規定のみ適用するとされているため、監督に関する条項や、第三者記録の作成義務、匿名加工情報に関する一部の義務等については適用の対象外とされている。改正法案では、この一部しか適用されないという規定が削除され、先述の場合に該当する外国の事業者には、個人情報保護法が全て適用されるとされた。

(9) 仮名加工情報

①定義

個人情報保護法においては、個人情報のほか、一定の加工をすることで本人の同意等なしに第三者提供を行うことができる「匿名加工情報」という規定がある。ただし、匿名加工情報について、利用方法がわからない、加工によって情報としての活用場面が非常に限定的になる等の指摘があった。そこで、改正法案では、より簡単な加工で、保有個人データに係る義務等を免除され、データの分析を円滑にするための新たな規定として、「仮名加工情報」が導入された。

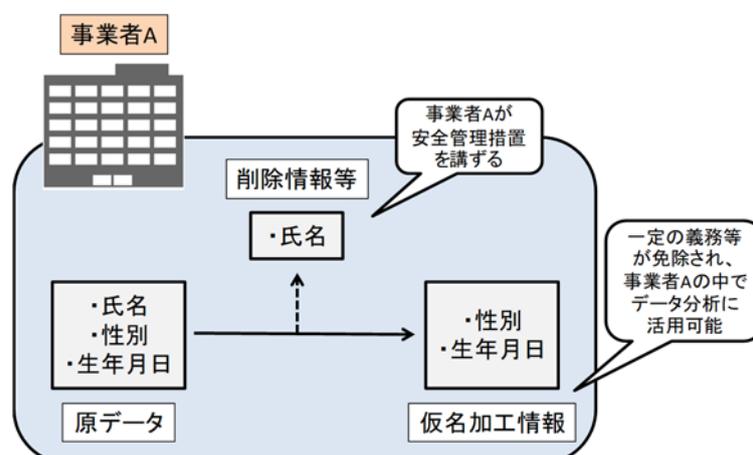
仮名加工情報とは、個人情報の記述等の一部や個人識別符号の全部を削除・置き換えをすることで、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した情報のことを指す。なお、個人情報と同様に、特定の仮名加工情報を、コンピューターを用いて検索できるように体系的に構成したもの等を事業のために利用している事業者を仮名加工情報取扱事業者という。

②義務の免除

仮名加工情報については、いくつかの義務が免除される。まず、利用目的の変更をする際には、本来は変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えることはできないとされているが、仮名加工情報については、この制限はかけられない。また、改正法案で新たに規定された、漏えい等の報告義務についても、仮名加工情報については免除されている。さらに、保有個人データに係る、データに関する事項の公表義務、本人の求めに応じた開示・訂正等・利用停止等の義務についても、仮名加工情報については免除されている。

つまり、仮名加工情報は、こうした規定を受けずに、比較的自由にデータの分析を行うために利用することに適しているといえるのかもしれない。ただし、大綱において、仮名加工情報の作成に用いた原データについては、これらの義務が通常の個人情報と同様に課されると記述されていたため、原データを保有する場合には、注意が必要であると考えられる。

図表 4 仮名加工情報のイメージ図



(出所)「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」より大和総研作成

③作成

個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従って、個人情報を加工しなければならない。また、仮名加工情報を作成したとき、または仮名加工情報の作成のために削除された情報や加工の方法に関する情報（削除情報等）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従って、削除情報等の安全管理措置を講じなければならない。

④取扱い

仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報について、利用目的を特定したうえで公表をする。また、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて仮名加工情報の取扱いを行ってはならない。さらに、仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ、削除情報等を利用する必要がなくなったときは、それらを遅滞なく消去するように努めなければならない。

仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。また、仮名加工情報に含まれる連絡先を利用してメールの送信をしたり住居の訪問をしてはならない。そのほか、仮名加工情報取扱事業者には、仮名加工情報の安全管理措置等が求められるほか、苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

⑤第三者提供の制限

仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者に提供してはならない。ただし、個人情報の第三者提供時の同意に関する規定と同様、委託、事業承継、共同利用の場合は除くとされている。

図表 5 個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報の比較

	個人情報	仮名加工情報	匿名加工情報
加工	加工なし	個人情報の記述等の一部や個人識別符号の全部を削除・置き換えをすることで、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工	特定の個人を識別したり、作成に用いた個人情報を復元することができないように加工
取扱い	利用目的の特定等、個人情報保護法を遵守	<ul style="list-style-type: none"> 仮名加工情報の利用目的を特定し、公表する。この特定した利用目的外の利用はしてはならない 利用する必要がなくなったときは遅滞なく削除するように努めなければならない 本人を識別するために、他の情報と照合してはならない メール等の送信や住居への訪問に利用してはならない 個人情報同様、安全管理措置等が求められるほか、適切な苦情の処理に努めなければならない 利用目的変更の制限、漏えい等の報告義務、保有個人データに係る本人からの請求への対応義務が免除される 	<ul style="list-style-type: none"> 本人を識別するために、加工方法等の情報の取得もしくは他の情報と照合してはならない 安全管理措置が求められる 作成時は当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない
第三者提供	オプトアウトの場合等を除き、本人の同意が必要	原則として、第三者提供してはならない	<ul style="list-style-type: none"> 本人の同意なしで第三者提供が可能 第三者提供をする際は、あらかじめ、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目等を公表し、提供先に提供する情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない

(出所)「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」より大和総研作成

(10) 認定個人情報保護団体

個人情報保護法では、個人情報保護委員会が認定を受け、業界・事業分野等の単位で個人情報

保護の推進を図るために自主的な取組を行う団体（認定個人情報保護団体）について規定されている。これについて、改正法案では、対象とする個人情報取扱事業者の事業の種類その他の業務の範囲を限定して認定を行うことができるとされた（新たに認定を受ければ業務の範囲の変更も可能）。また、認定個人情報保護団体は、対象事業者が認定個人情報保護団体の個人情報保護指針を遵守しない場合、当該事業者を認定業務の対象から除外することができることとされた。

（11）罰則等

改正法案では、現行法から罰則規定が一部強化されている（図表6）。①の場合は、現行法同様、外国において違反をした者にも適用される。また、現行法では、①～③のいずれの場合も、法人等の業務に関して違反が行われた際は、違反の行為者だけでなく、その行為者が代表者や従業員等を務める法人等に対しても同じ規定の罰金刑（例えば①の場合は50万円以下の罰金）が科される（両罰規定）。改正法案では、両罰規定のうち法人への罰金が強化され、①、②の場合は法人に対して1億円以下の罰金が科されるとされた（③の場合は現行法通り、行為者と同じ規定の罰金刑が科される）。改正法案では違反時の罰金が、特に法人に対して厳しく設定されており、個人情報取扱事業者等はこれまで以上に個人情報等の取扱いに注意する必要がある。

また、これら罰則のほか、個人情報保護委員会の命令に違反した個人情報取扱事業者等については、個人情報保護委員会がその旨を公表することができるとされた。

図表6 個人情報保護法改正法案の罰則

	現行法	改正法案
① 従業員等が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供・盗用した場合	1年以下の懲役 または50万円以下の罰金	1年以下の懲役 または50万円以下の罰金 (法人に対しては1億円以下の罰金)
② 国からの命令に違反した場合	6ヶ月以下の懲役 または30万円以下の罰金	1年以下の懲役 または100万円以下の罰金 (法人に対しては1億円以下の罰金)
③ 虚偽の報告等をした場合	30万円以下の罰金	50万円以下の罰金

(注) 現行法、改正法案いずれにおいても、①の場合は外国における違反者に対しても適用される。

(出所)「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」より大和総研作成

3. 施行期日等

施行期日は、公布日から2年以内の政令で定める日とされた。ただし、2.（11）の罰則の規定については、公布日から6ヶ月後に施行するとされた。

経過措置として、オプトアウト時の公表事項、個人関連情報に関する規定（提供先基準）については、施行日以前に対応されていた場合、施行日以後もこの対応を認めるとされた。外国の第三者への提供に係る改正については、施行日以後の本人の同意の取得、第三者提供について適用するとされた。罰則については、施行前の行為に対しては、現行法の罰則が適用される。

今回の改正は事業者にとっては一定の負担がかかるものと考えられ、各事業者において検討と対応が求められる。今後、法案が国会で審議されるが、その動向を見守るとともに、法律が成立した場合には、施行期日に向けて対応の準備を進める必要がある。